

呉市省エネ家電買換促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーの消費性能に優れた家庭用電気製品（以下「家電」という。）の普及促進による省エネルギーの推進を図り、もって脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。）の実現と地球温暖化の防止に寄与すること及びエネルギー価格上昇に伴う物価高騰の影響を受けた生活者への支援を目的として、省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫を買換えにより設置した者に対して呉市省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、呉市補助金交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネエアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きかつ壁掛け形のもので、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2027年度）のもの。
- (2) 省エネ冷蔵庫 電気冷蔵庫のうち、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2021年度）のもの。

(補助対象家電)

第3条 補助金の交付の対象となる家電（以下「補助対象家電」という。）は買換えにより市内の住宅に設置した省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条第1項の規定による補助金の交付の申請（以下「補助金申請」という。）をする日（以下「申請日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 令和6年4月1日以降に、市内の販売店において、買換えの目的で新品、未使用品の補助対象家電を購入し、かつ、自ら居住する市内の住宅に設置した者
- (3) 補助対象者が属する世帯の全員が、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助対象者が属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (5) 補助対象者が暴力団員等（呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号の暴力団員等をいう。）でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象家電の本体購入費用（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額は、補助対象経費の額に5分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた合計額）又は30,000円のいずれか低い方の額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める申請期間に呉市省エネ家電買換促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象家電の購入に係る経費を確認できる領収書及び内訳明細書の写しで、次に

掲げる事項が全て記載されているもの。

ア 購入日

イ 購入店名（市内の販売店名）

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用（本体価格が分かるもの）

(2) 省エネ基準達成率が確認できるカタログの写し又は仕様書等の写し

(3) 製造業者が発行した補助対象家電の保証書の写し

(4) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 43 条第 1 項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）（排出者控え）の写し

(5) 設置した場所を確認できる納品書等の書類の写し

(6) 補助対象者が属する世帯全員の住民票の写し（補助対象家電を設置した住宅の所在地のものであり、申請日の直近 3 ヶ月以内に取得したもの）

(7) その他市長が必要であると認める書類

2 前項の規定による申請は、郵送又は省エネ家電買換促進補助金特設窓口への持参によるものとする。また、交付申請及び実績報告の受付は、先着順に受付するものとし、申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、交付申請及び実績報告の受付を停止する。なお、買換えによる申請台数の上限はないが、申請は 1 世帯 1 回限りとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第 7 条 市長は前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金を交付することが適当であると認めるときは速やかに補助金の交付を決定し、呉市省エネ家電買換促進補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第 2 号。以下「交付決定通知書兼確定通知書」という。）により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは速やかに補助金を交付しないことを決定し、交付しない理由を付して、呉市省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該補助金申請をした者に通知する。

（補助金の交付等）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、呉市省エネ家電買換促進補助金交付請求書（様式第 4 号。以下「請求書」という。）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（状況調査）

第 9 条 市長は必要があると認めるときは、被交付決定者に対し補助対象家電の設置状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(3) 市長の指示に従わないとき。

(4) その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、呉市省エネ家電買換促進補助金交付決定取消通知書（様式第 5 号）により被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、前条の規定により、交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にお

いて、補助金が既に交付されているときは、被交付決定者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 被交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合又は補助対象家電を設置した日から起算して6年を経過した場合は、この限りではない。

(協力)

第13条 市長は、補助対象者に対して、必要に応じて次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 地球温暖化防止に関する取り組みへの参加

(2) その他市長が必要があると認める事項

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。